

令和8年第4回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和8年3月23日(月) 午後3時00分～午後4時09分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(5名)

佐藤教育長

中村(弘)委員

役重 委員

衣更着委員

熊谷 委員

4. 欠席者(1名)

中村(祐)委員

5. 説明のため出席した職員

教育部 瀬川部長

生涯学習部 菅野部長

教育企画課 及川課長

学務管理課 小原課長

学校教育課 菅野課長

就学前教育課 鈴森課長

文化財課 上野課長

スポーツ振興課 奥山課長

花巻市博物館 村田副館長

6. 書記

教育企画課 菊池課長補佐

教育企画課 総務企画係 佐藤係長

教育企画課 総務企画係 谷藤主査

7. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和8年第4回花巻市教育委員会に定例会を開会いたします。

会議日時、令和8年3月23日、午後3時。

会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第8号「第2期花巻市スポーツ推進計画の策定に係る意見に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第8号「第2期花巻市スポーツ推進計画の策定に係る意見に対し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

本議案は、第2期花巻市スポーツ推進計画の策定に係る市長からの意見聴取に関し、教育委員会としての意見について、議決を求めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

議案及び議案第8号資料を併せてご覧願います。

第2期花巻市スポーツ推進計画案につきましては、本年1月20日に開催されました令和8年第1回教育委員会議定例会において、事務を所管する市長部局から委員の皆様への報告・説明をさせていただいたところでございます。

その後、花巻市スポーツ推進審議会での審議等を踏まえ、今般、最終案がまとめられたところではありますが、この最終案について、議案第8号資料その1のとおり、本年3月11日付で市長からスポーツ基本法第10条第3項の規定により、教育委員会に対する意見聴取の求めがあったため、議案別紙のとおり、計画案に対して異議がない旨を回答するものでございます。

なお、経過や意見反映、計画の概要等につきましては引き続き、所管するスポーツ振興課から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長

奥山スポーツ振興課長。

○奥山スポーツ振興課長

それでは、私から概要について説明をさせていただきます。

計画案の内容につきましては、前回、1月20日にお示しした素案から修正ございませんので、主な経過等を中心に説明をさせていただきます。

議案第8号資料のページをめくっていただき、資料その2をご覧ください。

計画素案に係るパブリックコメントの実施結果につきましては、1月20日の教育委員会議の報告事項としてお示しをしたとおりでございますが、意見No.2の資料の中ほどより下の部分につきまして、この会議の際に、地域スポーツ普及員の活動内容の記述の順番についてご意見をいただいたことから、地域スポーツ普及員が主体となって開催しているニュースポーツ交流会や各地区における活動を、最初の方に記載するよう修正してございます。

なお、パブリックコメント指針では、計画決定までに提出された意見と意見に対する市の考え方を公表するものとされておりますことから、本日の教育委員会議後に公表を予定しております。

続きまして、4ページの資料その3をご覧ください。

計画策定に係るこれまでの経過につきましては、資料その3に記載のとおりでございますが、計画素案の作成に当たっては、令和6年度に実施いたしましたアンケート調査の結果をはじめ、国の第3期スポーツ基本計画や第2期岩手県スポーツ推進計画を参考としたほか、市のまちづくり総合計画や教育振興基本計画との整合性を図っております。

また、昨年9月の教育委員協議会におきまして、審議会委員の委嘱についてご意見をいただいて設置した花巻市スポーツ推進審議会に対し、本計画の策定について11月19日に諮問をし、その後、審議会での検討やパブリックコメントを踏まえまして、2月13日の審議会を経て、去る3月17日に審議会から市に対し原案に賛成する旨の答申をいただいております。

今後の予定といたしましては、本日の教育委員会議でご意見をいただいた後に、庁内の決裁を経て、3月中に計画を策定する予定としております。

次に、5ページの資料その4をご覧ください。

こちらも前回1月20日の教育委員会議以降に計画案の内容に修正はありませんでしたので、施策の体系についてのみ、簡単に説明をさせていただきます。

まず、左側の目指す将来像につきましては、花巻市まちづくり総合計画のスポーツの振興における政策の目指す姿と同様、「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを楽しめるまち」としております。この将来像を実現するため、スポーツを「する」「観る」「支える」「活かす」環境づくりの視点から、3つの基本目標を定めております。

1つ目の基本目標は、生涯スポーツの推進であり、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や地域におけるスポーツの推進、中学校部活動の地域展開への支援を含めたスポーツ団体への支援を基本施策としております。

2つ目の基本目標は、競技スポーツの推進であり、競技力・競技環境の向上やスポーツ大会参加への支援を基本施策としております。

3つ目の基本目標は、地域を活性化させるスポーツの推進であり、スポーツ大会等による交流人口の拡大推進、女子野球タウン認定による交流人口の拡大推進、スポーツ施設の整備充実を基本施策として取り組んでまいります。

なお、6ページにつきましては、関係する法令の一部を抜粋した資料となっております。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

この件について、質疑ございませんでしょうか。

意見募集の内容とそれに対する対応、それから、施策の体系ということでご説明をいただきました。ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「第2期花巻市スポーツ推進計画の策定に係る意見に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第9号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第9号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

このことに関しましては、前回3月4日の教育委員会議におきまして、「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について」を議決いただき、議案資料9、10ページの議案第9号資料その3のとおり、3月4日付で花巻市長に対し協議書を提出したところでございます。

結果といたしまして、次のページの資料その4のとおり、3月10日付で花巻市長から協

議内容に同意する旨の回答文書をいただきましたので、本内容のとおり花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に規定する補助執行事務につきまして、所要の改正をしようとするものでございます。

改めまして、改正内容についてご説明いたします。

お手元に配付しております議案書の3ページと議案資料7ページからの議案第9号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第2条は、補助執行事務の規定でありまして、表中の「花巻市立図書館に関すること」並びに「花巻市立図書館協議会に関すること」に関し補助執行させる職員で、「新花巻図書館計画室」においては、令和8年度の組織機構改正におきまして、「新花巻図書館整備室」へ名称変更するものでありまして、当該部署の名称を変更しようとするものでございます。

次に、施行期日であります。本規則は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

この件について、質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第10号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」につきましてご説明を

申し上げます。

本訓令は、各市立図書館印及び花巻市石鳥谷歴史民俗資料館印の使用の実態に即した用途の記載とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましてご説明いたします。

お手元に配付しております議案書の4ページと議案資料12ページからの議案第15号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

各市立図書館印の用途の記載がそれぞれ異なる状態でしたが、使用の実態に即した用途の記載に改めるものでございまして、本訓令の別表学校以外の教育機関印の部、花巻市立大迫図書館印の項、用途の欄中「大迫図書館長名」を「大迫図書館名」に、石鳥谷図書館印の項、用途の欄中「石鳥谷図書館長名」を「石鳥谷図書館名」に、東和図書館印の項、用途の欄中「東和図書館長」を「東和図書館名」に、花巻市石鳥谷歴史民俗資料館印の項、用途の欄中「石鳥谷歴史民俗資料館長名」を「石鳥谷歴史民俗資料館名」に、改めるものでございます。

次に、施行期日でございますが、本訓令は、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

公印規程の一部を改正する訓令について、只今、事務局から説明がありました。

この件について、質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次の議案の審議に入ります前に、お諮りいたします。

議案第11号「課長級以上の人事に関し議決を求めることについて」につきましては、人

事案件でありますので、審議は花巻市教育委員会会議規則第 13 条の規定による「秘密会」にしたいと存じますが、それにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

それでは、ご異議ありませんので、議案第 11 号につきましては、「秘密会」による審議といたします。

(秘密会のため非公開)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 12 号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 12 号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市文化財保護審議会は、市内に存する文化財の保護活用に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市文化財保護審議会条例第 2 条第 1 項の規定により、委員 15 人以内をもって組織すること、同条第 2 項の規定により、文化財に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が本年 3 月 31 日をもって満了となりますことから、10 名の委員を任命しようとするのであります。

議案書の 6 ページと議案資料 14 ページの議案第 12 号資料を併せてご覧願います。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、10 名全員が再任であります。

任命は、令和 8 年 4 月 1 日付、任期につきましては、同条例第 2 条第 3 項の規定により 2 年となっておりますことから、令和 10 年 3 月 31 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第 12 号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号「花巻城跡調査保存検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 13 号「花巻城跡調査保存検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻城跡調査保存検討委員会は、花巻城跡の調査及び保存に関し、専門家による検討を行うため教育委員会の附属機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市附属機関の設置に関する条例第 2 条第 1 項別表の規定により、定数は委員 5 人以内とされております。

また、花巻城跡調査保存検討委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により、考古学及び城館研究に精通する者、花巻市文化財保護審議会委員から教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が本年 3 月 31 日をもって満了となりますことから 5 名を委員に任命しようとするものであります。

議案書の 8 ページと議案資料 16 ページの議案第 13 号資料を併せてご覧願います。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、5 名全員が再任であります。

任命は、令和 8 年 4 月 1 日付、任期につきましては、同条例第 2 条第 1 項別表第 1 の規定により、2 年となっておりますことから、令和 10 年 3 月 31 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第 13 号「花巻城跡調査保存検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

令和 8 年第 1 回花巻市議会定例会教育関係事項について、事務局から報告をお願いいたします。瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

令和 8 年第 1 回花巻市議会定例会教育関係事項について報告いたします。

資料は No. 1 - 1 になります。

会期は 2 月 25 日から 3 月 18 日までの 22 日間で行いました。

はじめに、教育委員会関係分の一般質問です。今回は登壇議員 17 名中 4 名の議員から、教育行政について質問がありました。答弁の詳細につきましては、資料 No. 1 - 3 をご覧願います。

1 人目、内館桂議員から旧東和ふるさと歴史資料館について、1 点目は、いつまでに解体を実施する考えかとの質問でございました。令和 4 年 9 月にも一般質問がございまして、その際、建物の規模が大きく解体撤去には多額の費用が見込まれ土壌改良を要する可能性もあり、跡地活用についての具体的な方策が定まらない限り、早急な解体撤去と土壌改良を行うことについては極めて困難であるとお示していたところであります。

現状につきましては、最低限の安全確保措置は講じているところではありますが、老朽化が進行しており、また、建物にアスベストが含まれている可能性があることから、この施設を長期にわたり存置させておくことは望ましいことではないと認識しており、解体に係る事業費などについて、関係部署と連携しながら検討してまいりたいと考えていること、解体方

針が明らかでない現状において、解体の具体的な実施時期をお示しする状況にはないことを答弁しております。

2点目は、解体や土壌改良に要する費用の見込みについてのお尋ねでありましたが、現時点において、解体の実施時期を見通すことができないこと、近年の急激な建設費用の高騰の状況を踏まえると、物価上昇等を加味した所要額を算出することは困難であることなどから、所要額を持ち合わせていないこと、一方で、市として解体を判断するための事前調査を関係部署と連携しながら進めてまいりたいことを答弁しております。

3点目の旧東和ふるさと歴史資料館解体後の跡地活用についての質問には、現時点において、市では跡地の活用策については持っていないことを答弁しております。

2人目、阿部一男議員から、農業問題としてオーガニック農作物の学校給食への導入について、令和7年12月に、大迫、東和の小・中学校で有機米を提供した際の反応とオーガニック農作物を学校給食に活用する考えについての質問でありました。

有機米を提供した際には、小学校5年生を対象に、花巻市有機農業推進協議会による有機農業に関する出前授業を行い、児童からは、「有機農業の話聞き地球温暖化への取り組みが大事だと思った」あるいは、「花巻産のものを購入することや排気ガスを減らす取り組みを自分でも頑張りたい」などの感想がありました。

来年度は食育の一環として、市内全小・中学校に各1回、有機米の提供を検討しておりますが、有機野菜については需要量の確保、品ぞろえの面、高価なこと、下処理や洗浄等に手間と時間を要することなどの課題があり、現段階では直ちに全校へ導入することは難しい旨、答弁しております。

3人目は、小森田郁也議員から、石鳥谷地域の小学校統合に向けた検討状況と今後の進め方について、1点目として、検討委員会における議論の経過についての質問でございました。

石鳥谷地域の4小学校において、今後の教育環境を考えていただくため、これまで延べ10回の教育懇談会を開催し、学校統合を支持する意見が多かったことから、令和7年1月に、4つの小学校のPTA役員により、統合を進めることで意見を統一いただいた上で、学校経営体を検討するため、石鳥谷地域学校検討会を立ち上げ、令和7年5月から今年2月までに7回の検討会を開催してまいりました。その結果、学校の設置場所につきましては、多くの委員が石鳥谷中学校の敷地を望むとの意見でございましたが、学校形態につきましては、従来の6・3制、施設隣接型又は施設一体型の小中一貫教育校を望む意見のほか、義務教育学校のような新しい仕組みを導入し、地域の特徴を生かした教育活動を展開することも検討に値するとのご意見もあったところです。

2点目は、統合の方式や施設整備手法ごとの財政負担や教育環境の違いについてのお尋ねでありました。教育委員会では、検討会で学校形態と学校配置の方向性の検討段階に入ってきたと思われたことから、基本方針の考えに基づき、実現性が高いと考える2つの案をお示したところです。

1つ目は、現在の石鳥谷小学校を長寿命化し、単独型の統合小学校を配置するパターン、2つ目は、現在の石鳥谷中学校校舎に不足する面積を増築する施設一体型の義務教育学校を含む小中一貫教育校を配置するパターンであります。建設費用についてご質問があった際には、矢沢地区義務教育学校の基本設計を参考に算出した、約20億円程度の工事費が見込まれる旨、お答えしております。

なお、学校検討会の委員からは、石鳥谷中学校敷地内に、中学校とは別に小学校を建設するパターンに関する意見が出されましたが、今後、少子化が進行し空き教室が発生する可能性が高いこと、別々に建設するとさらに高額となる予想であること、隣接しても充実した交流がなければ双方とも教育面でのメリットがなく、現実的ではないことを説明したところであります。

教育環境の比較では、従来の6・3制は、長らく日本の教育課程を築いた実績があります。一方、小中一貫校は、9年間を見通した地域の実情に即した柔軟な教育課程を編成できること、6・3制よりも教科担任制を拡大することで授業の質が向上すること、合同行事などを通して交流することで生まれる児童生徒の精神的・社会的成長が促されること、一人ひとりの特性に合った長期的な指導ができることなどのメリットが挙げられております。

また、義務教育学校は小中一貫校のメリットに加え、1人の校長によるリーダーシップのもと、一つとなった教職員組織が児童生徒の情報を常時共有できること、日常的に異学年交流を行うことで所属感や一体感が高まること、9年間を見通した特別な強化に取り組むことができることなどのメリットが挙げられていることを答弁しております。

教員配置の面では、6・3制の小学校においては、学校統合による一定期間の加配がありますが、中学校においては統合加配がないほか、学級が減った場合、専科外の教員が授業を担当せざるを得ない可能性が高くなります。小中一貫教育校においては、小学校の統合加配や小中一貫教育に係る加配、中学校の専科教員不足についても、小学校と中学校での調整が可能となるメリットがあるほか、小学校での教科担任制も拡大が可能となると考えております。義務教育学校については、校長は1人であるものの、小学校段階、中学校段階とも副校長が配置されるほか、統括担当としてさらに1人の副校長が配置されることから、副校長は合計で3人配置され、さらに小学校の統合加配や小中一貫教育に係る加配に加え、中学校段階での専科教員不足の解決や小学校段階での教科担任制の拡大など、学校全体で柔軟に調整しながら学習指導の充実がより可能になると考えております。

また、義務教育学校を含む小中一貫教育校では、統合のスケールメリットに加え、小学校段階から中学校段階へ進級する際の段差が緩やかになることから、他自治体の例では、中1ギャップの解消に効果があるほか、異学年交流の結果として低学年・高学年のどちらにも精神的発達や社会性が育つといった効果が報告されていることを答弁しております。

3点目の地域住民への説明プロセスと合意形成についての質問には、今後は教育委員会を中心となり、石鳥谷地域6つのコミュニティごとに、4小学校統合に関し了承をいただく

た後、これまでの学校検討会での検討経過や検討結果を説明し、学校設置場所や学校形態の選定は、各地域から選出いただいた代表者や保護者、有識者等で構成する検討組織で検討を進めることについてご理解をいただき、丁寧に進めてまいりたいと考えていることを答弁しております。

2件目は、自転車ヘルメットの着用促進と交通安全対策について、本年4月より高校生から「青切符」の制度が導入となるが、小中学校からの安全教育が必要と考えるが市の考えを伺うという質問でございました。

教育委員会では、道路交通法等の知識の習得に留まらず、自らの命を守るための主体的・自律的な判断力を養うことが極めて重要であると認識していること、市内小中学校全27校において、花巻警察署員や交通安全専門委員の方々のご協力を得ながら、児童生徒や地域の実態に即した工夫を加えた交通安全教室を毎年4月に実施していること、ヘルメットの着用については、児童生徒の自転車利用にあたり、その着用を条件としていることから、学校管理下における着用率は、ほぼ100%であると認識していることを答弁しております。

また、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの対策が高い安全意識に繋がっていること、今後も学校と連携し、花巻警察署や交通安全専門員の方々の特長的な知見を活用しながら、義務教育段階での安全教育を推進していくことを答弁しております。

4人目、桜井肇議員から、1件目は、私立高校の授業料実質無償化の影響について、公立高校との学費の差の縮小による公立高校の志望者や統廃合への影響をどう考えるか、大迫高校への影響も心配であるとの観点からの質問でありました。

高校授業料の無償化については、令和8年度から制度改正において、所得制限の撤廃や私立高校等に対する加算額の引き上げが盛り込まれ、家庭の経済状況に左右されることなく、進路選択の幅が広がることが期待されるものであります。

岩手県においては、令和8年度以降の新たな再編計画となる「第3期県立高等学校再編計画」を策定すべく、首長をはじめとする地域の代表者や県民の皆様からの意見を踏まえた上で、去る2月4日に最終案を示したところであります。この計画後期となる令和13年度以降は、県内の相当数の中学校卒業予定者数の減少が想定され、多くの学校で定員割れすることが懸念されるところであります。

本市の状況を見ますと、令和7年度、昨年度の入試における県全体の充足率75.6%に対し、花巻市内の県立高校5校の充足率は合計で84.2%と県平均を大きく上回っていること、また、市内から市外県立高校へ進学する生徒より、市外から花巻市内の県立高校へ入学する生徒が約100人多いこと、また、花巻市内の中学校卒業生の県立高校への進学者は、令和6年度、7年度でいずれも約76%と同水準となっているということがございます。

今回の授業料実質無償化の特徴と考えられる、近隣の私立高校の動向といたしましては、直近の状況において、私立高校が定員を確保している状況となっており、短期的に見た場合、本市において私立高校への進学が増加が直ちに県立高校の志望者数を大幅に減少させ、統

廃合が進行するとは考えにくいものと捉えております。

しかしながら、中長期的視点の中で、この度見直される県の県立高校再編計画においては、大迫高等学校が対象となる入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止とする基準が継続されること、あるいは、花北青雲高等学校の情報工学科の令和10年度募集停止が盛り込まれているところであり、市内5校を含む県内公立高校の統廃合への影響が、今後強まる可能性も否定できないものと考えているところでありませう。

いずれにしましても、当面は年度ごとの志望動向、定員充足率、市外流入出の状況、私立高校の募集状況等を注視していく必要があるものと考えており、県に対しては、市内各校の実情や地域の声を整理した上で、統廃合の判断に当たっては、単年度の変動で決定すべきではないこと、教育の機会均等や地域の実情を反映する必要があることを引き続き強く求めていくこと、大迫高校については、地域みらい留学希望者が年々増加している中で、今後とも大迫高等学校の魅力を生内外の子どもたちに積極的に情報発信し、より多くの生徒確保に繋がるよう同校の存続に努めていきたいと考えていること、市内の県立高校については、魅力化に資する施策の推進を県に求めるとともに、市内の中学生に対し、それぞれの学校の特色や魅力について理解を深めることができるように、進路指導の充実を図ってまいりたいことを答弁しております。

2件目の小学校給食無償化について、1点目は、4月からの国、市、保護者の負担額についての質問であります。国からは給食を実施する公立学校の児童について、保護者の所得に関わらず一律に支援の対象とし、完全給食実施校の支援の基準額を児童一人当たりについて、1ヶ月当たり5,200円とし、基準額の11ヶ月分の5万7,200円を年間の支援額とすることが示されております。

市では、令和8年度の学校給食に係る食材料費について、食料品の価格高騰の影響を加味し、児童一人当たりについて、1ヶ月当たり5,745円、年間で6万3,195円と試算しており、国の支援額では、1ヶ月当たり545円、年間で5,995円不足する見込みであります。

2点目、保護者負担が発生する場合、市が負担する考えはないかとの質問であります。市では、国の支援額で不足する金額を令和8年度の市内小学校の人数3,827人で試算し、約2,200万円と見込んでおり、子育て支援の継続性の観点から、小学校給食の完全無償化を図るため、この不足分については、全額市が負担することで新年度予算案に計上したことを答弁しております。

なお、先般、令和8年度予算案は可決されております。

一般質問については、以上でございます。

続きまして、資料No.1-1にお戻り願います。

3ページ、議案審議についてでございます。

1の令和7年度一般会計補正予算第17号及び2の令和8年度一般会計予算につきまして

は可決されております。内容につきましては、前回、2月の教育委員会議で説明したとおりでございますので、本日の説明は省略させていただきます。

3は、市長提案の人事案件であります。花巻市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることにつきましては、新任の岡田芳美さん、再任の衣更着潤委員の任命について、議会の同意がなされたところであります。

教育委員会関係分の議会報告につきましては、以上となります。

○佐藤教育長

それでは、生涯学習に関する内容について、菅野生涯学習部長、よろしくお願いします。

○菅野生涯学習部長

生涯学習部執行補助執行部分についてご報告いたします。

資料No.1-1の4ページをご覧ください。

はじめに、行政報告ですが、資料No.1-2も併せてご覧ください。

図書館の整備の進捗状況について報告しております。図書館用地として予定している土地の測量を令和7年12月に完了し、令和8年1月20日開催の教育委員会議において、花巻駅前の土地を教育財産として取得することを市長に申し出ることについて議決され、同日付で市長に対し申出書が提出されたこと、市はこの申し出を受け、翌1月21日付でJR東日本盛岡支社に土地取得に係る正式な協議の依頼を行ったこと、また、設計の実施状況として、1月7日付で設計業務委託契約を締結し、設計業者は3月中に現地事務所を開設予定であること、今後の基本設計に市民の意見を反映させていくためのワークショップを、2月21日、3月8日に開催し、3回目を6月に予定していることを報告しております。

次に、一般質問ですが、2名の議員から3件の質問がありました。

答弁の詳細につきましては、資料No.1-3の26ページからとなります。以下、概要をお話させていただきます。

1人目の羽山のみ子議員からは2件質問があり、1件目の新花巻図書館について、1点目の駅前立地とした経緯に係る前市長からの引き継ぎ内容については、令和7年度、8年度の事業内容として、市民ワークショップや試案検討会議、市民会議の議論を経て、最終的に花巻駅前を建設用地とする基本計画が教育委員会議で議決され、議会では、基本・実施設計業務の債務負担行為等を含む補正予算が議決されたこと、合併特例債を財源とする場合、令和12年までに整備する必要があることのほか、基本・実施設計は、昨年の公募プロポーザルで業者が選定され1月7日付で契約締結済みであること、また今後、JR東日本と土地取得に係る継続協議を行うこと、土地収用法に基づく事業認定の協議を進め、令和9年度の用地取得に向け業務を進める必要があることなどを引き継がれたこと、また、令和7年以前の状況等についても、市長自身関心を持ち、議会での質疑や市ホームページで公開されている説明会等の内容を把握しているほか、担当部署からも説明を受けている旨、答弁しております。

2点目の基本・実施設計について、1つ目の現地事務所の設置時期については、現在、物件の関係者と交渉を進めており、交渉がまとまり次第、3月中に開設し、設計業務を進める予定と伺っている旨、答弁しております。

2つ目の市民ライブラリアンの具体的な位置づけについては、市民ライブラリアンは、プロポーザル段階で設計者から示された提案で、今後この内容について設計を進める段階で、設計者と具体の検討を進め、その上で実現の可能性を判断し、導入の可否や導入する場合の具体的な進め方を決定していきたい旨を答弁しております。

次に、3点目の令和7年12月定例会後の建設用地の取得交渉の経過については、J R東日本盛岡支社の協力を得て、図書館用地として予定している土地の現況測量・用地測量を進め、令和7年12月に測量を完了したこと、令和8年1月の教育委員会議で、花巻駅前の土地を教育財産として取得することを市長に申し出ることについて議決したこと、市は、同日付で教育委員会より申し出を受け、1月21日付で土地所有者であるJ R東日本に対し、土地取得に係る正式な協議の依頼を行ったことのほか、今後の見通しについて答弁しております。

2件目の花巻駅前周辺整備についての1点目、J R花巻駅橋上化及び新花巻図書館整備の経緯についての新図書館分につきましては、資料No.1-3の32ページの下の部分からになりますけれども、現在の図書館は昭和48年7月に開館し、50年以上にわたり図書館サービスを提供しているが、近隣他市の図書館と比べると蔵書が少ないこと、エレベーターがなく高齢者や障がい者、子育て世代が利用しづらいことなどの課題があったほか、飲食やコミュニケーションをとるためのスペースを求める声もあったことなどから、平成23年12月に設置した花巻図書館整備市民懇話会から「花巻図書館への提言」が平成24年10月に提出され、この提言をふまえ検討を開始したものである旨、答弁しております。

次に、2人目の照井明子議員からは、地元企業優先の公共工事の在り方についての新図書館建設工事の地元企業優先発注については、新花巻図書館整備基本・実施設計業務に係る業者選定方法について、指名競争入札方式ではなく技術提案を総合評価できるプロポーザル方式を採用した経緯を説明した上で、建設工事の発注は、条件付一般競争入札を基本としており、市の実施要領において、市内に本店を有するものと規定していること、また、運用基準において指名については、市内に本店を有する者であること、ただし、当該者が対象工事を適正に施工することが困難であることが明らかであるとき、具体的には難易度が高い、あるいは特殊な技術を必要とする工事については、当該者以外の者を資格または指名の対象とすることができるとしており、原則として、市内業者を優先して入札に参加させる旨を規定していることから、新花巻図書館の工事については、設計段階から施工や維持管理が容易な構造、形状として、特殊な工法や材料を使用しないように努め、市内業者が適切に競争入札に参加できるよう配慮していく旨、答弁しております。

次に、議案審議については、先ほど教育部長から説明しましたように、一般会計について

原案どおり議決されているところでございます。

報告については、以上となります。

○佐藤教育長

議会関係、予算、行政報告、それから、6名の議員からの一般質問についての答弁についてご報告申し上げましたが、只今の報告全般について質疑のある方ございませんでしょうか。役重委員。

○役重委員

質疑ということではありません。

新図書館整備については、非常にこれまで職員の方々が苦勞されて、ようやく前向きに動き出したということで、議会においてもそういう議論に徐々になりつつあり、良かったと思っております。

今議会においては、発注の在り方、そういうところの議論がなされております。これまでもそうしてこられたように、ぜひ、この発注に向けて具体的な部分に対する市民参加による図書館の構想の詰めを、しっかり対応していただきたいということが一つです。

あと、前回、前々回から何回か言っております、職員の手当を今の段階から構想して準備していくということが必要ですので、ぜひ、館長、図書館司書なり、もちろん事務職員も含めて十分な量と質の職員を確保していくということを、今の段階から協議していただきたいなと思います。コメントですので、答弁は必要ないです。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長

ご意見ありがとうございました。

他に、質疑ございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

石鳥谷地域の小学校統合のお話ですが、小森田議員から検討委員会が10回開催されたということで、統合の意思統一を図ったということが取り組みとしてありますけども、統合自体に反対する人の意見も少数ながらあったのかをお聞きしたいのと、2点目が、小中一貫教育学校を設置する場合に、小中両方の免許を持っている教職員を配置することで効率化を図ることがメリットとして書かれていますが、免許の有無によって、配置が難しい事態が発生しないのかをお聞きしたいと思います。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

まず、反対意見はなかったのかというお話でございますが、これまでは、保護者の方々をメインにお話をさせていただいておりまして、大きな反対というのとはなかったと考えております。ただ、今後、地域の方々に説明協議する中で、反対の意見などは出てくるかもしれないと考えております。

免許のことにつきましては、人事異動の関係になりますので、その免許を極力有する方を配置していただくことが基本だと思いますが、先ほど答弁にありましたように、小学校・中学校全体で調整して、例えば、中学校の数学の先生に小学校の方で教えていただくなど、そういうやり取りが可能となりますので、そういうことも検討していけばいいのではと考えます。

○佐藤教育長

免許関係で、小原学務管理課長、何かありますか。

○小原学務管理課長

義務教育学校に関わりましては、小学校の免許、それから、中学校の免許をお持ちの方をまず配置するというので、そちらを最優先にやっております。今年度も矢沢義務教育学校の設立に向けて、小学校・中学校両方の免許をお持ちの方を、令和8年度も新たに配置している状況でございます。

石鳥谷地域におきましても、同様のことが今後考えられるのではと思いますので、統合に向けた方向性に従いながら、どのような先生方を配置していくかというのは、順次、検討してまいりたいと考えております。

○佐藤教育長

他に、質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の事項、花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から報告をお願いいたします。小原学務管理課長。

○小原学務管理課長

花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

資料 No.2 をご覧ください。

表記、規則では、学校給食費の一食当たりの単価について最大値を定めておりますが、昨今の物価上昇に伴い、一食当たりの単価が最大値を上回る見込みでありますことから、一部改正をするものでございます。一食当たりの単価設定につきましては、例年、前年度内の食材単価契約の上昇率をもとに算定しております。

令和7年度においては、新米価格の高騰が著しく精米価格が前年度比で約5割の上昇となり、その他の物資についても平均で約6%上昇しております。このため、令和8年度の一食単価を、小学校では、今年度より25円増額して383円、中学校では、今年度より33円

増額して 454 円と算定したところでございます。このことから、中学校及び学校給食センターの一食単価が、現行の額の最大値である 440 円を上回るものでございます。

なお、このことにつきまして、2月20日に行われました学校給食センター運営委員会でも説明させていただいております。

先般、3月議会におきまして、令和8年度当初予算が議決されましたので、今後、市長決裁による本規則の一部改正を行い、4月1日付で施行されるものでございます。

○佐藤教育長

給食関係について、質疑ございませんでしょうか。

今年度はこの一食単価で、まず進めるということであります。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の事項、令和8年度花巻市立小中学校入学式について、事務局から報告をお願いします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

令和8年度花巻市立小中学校の入学式につきまして、まずもって委員の皆様には日程調整等のご対応ありがとうございました。

各委員からのご回答をもとに、資料 No. 3 のとおり令和8年度の入学式につきましては、出席する方々について学校の方にこの後お示しすることとしております。

ご対応いただく委員におかれましては、改めて学校、それから開催日時等、こちらの資料をもとに確認いただきまして、当日ご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長

大変お忙しいところ申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

また、不都合等が発生した場合については、ご連絡いただければありがたいと思います。

それから、教育委員会関連行事については、お手元に配付いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会いたします。ありがとうございました。